

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円以下の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月7日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について
(与儀小学校給食調理場改築工事(建築))
(令和6年9月26日同意)

工 事 名 与儀小学校給食調理場改築工事(建築)

契約の相手方

受注者 沖縄工・ホーム21 共同企業体

代表者 沖縄県那覇市壺川二丁目11番地11
株式会社 沖縄工
代表取締役 島袋 清人

構成員 沖縄県那覇市字真地210番地1
株式会社 ホーム21
代表取締役 玉城 和広

- 2 変更する事項 契約金額
- | | |
|---------|---------------|
| 既 決 金 額 | 384,270,700 円 |
| 変更する金額 | 389,383,500 円 |